

令和8年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】

募集要領

令和8年4月

東京都都市整備局

1 公募の目的

近年、世界的な気温の上昇や頻発化・激甚化する自然災害など「社会的な課題解決への緑の活用」や、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブの実現」など、都市に求められる機能、人々の価値観及び緑を取り巻く状況は変化してきています。

海外都市においては、様々な緑の保全・創出の取組が行われており、世界的にも自然環境と都市機能の調和がこれまで以上に重要視されています。

こうした背景などを踏まえ、東京都（以下「都」という。）は国際社会から選ばれる都市として、緑と生きるまちづくりを推進しています。

そのような中、近年の技術革新により、屋内空間等を含めた都市空間において、人々の生活にゆとりと潤いを与えるような緑を創出することが可能となってきました。

一方、これまで緑化されてこなかった場所の緑化に係る課題や配慮事項等は明確ではありません。交通結節点となる駅の屋内空間、公園等につながる通路及び人工地盤上の空間を利用する都民や東京を訪れる観光客が緑を通じてゆとりと潤いを体験することや緑の効果をPRし都市観光機能を強化することを目的として、緑化を行うとともに、屋内空間等の緑化の推進に必要な知見の収集と、その課題等を検証するものです。

以下に定める条件で、緑化の実施が可能な事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2 公募事業内容

屋内空間、地下空間又は人工地盤上における緑化の効果や課題を把握するため、下記応募内容の条件に示す趣旨を取り入れた緑化を試験的に行っていただきます。また施設利用者に対し、当該緑化のPRを行っていただきます。なお、都で別途行う委託で通行者のアンケートや事業者へのヒアリングを行うため、その協力も行っていただきます。

3 応募対象

(1) 事業者の条件

事業者は以下の全ての事項を満たすものとします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する排除措置対象

法人等に該当しない者であること。

- カ 以下のいずれかの条件に該当し、事業の実施能力を有する者であること。
 - (ア) 事業者が緑化場所の施設所有者であること。
 - (イ) 事業者が緑化場所の施設所有者の了解を取ったうえで応募していること。
選定された際には、緑化の内容を含めた本事業について改めて施設所有者の同意を取って緑化が可能なこと。
- キ 複数で応募する場合は、費用負担等を明確にしておくこと。

(2) 応募内容の条件

原則として、以下に対応する内容を盛り込んだ提案を募集します。

募集する緑化の内容は以下のとおりです。

ア 緑化場所

「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」で示す中核的な拠点、活力とにぎわいの拠点等に位置しており、以下のいずれか又は複数に該当する場所で緑化を実施すること。

- (ア) 交通結節点となる駅の屋内空間（改札内外等）
- (イ) 交通結節点となる駅から公園や公開空地等のみどりまでつながる通路、広場等の屋内空間、地下空間又は人工地盤上の空間

イ 緑化の要件

以下の（ア）～（オ）の全てを満たした緑化を実施すること。また、以下の（カ）～（キ）を踏まえた緑化計画であることが望ましい。

- (ア) 植物の存在が際立ち、都民等にゆとりと潤いを与える緑化であること。植物による緑化の周辺における一体的な修景効果の向上を目的としたフェイクグリーンの設置は可能だが、必要最低限とすること。
- (イ) 屋内環境、地下空間または人工地盤上における緑化の推進に有効な技術を活用していること。
- (ウ) 植物の維持管理について省力化できる工夫があること。
- (エ) 施設利用者の安全や快適性に配慮した計画であること。
- (オ) 周辺の景観向上やにぎわい創出等に配慮した計画であること。
- (カ) 設備を伴う緑化や、花が咲く緑化など立地に合わせた創意工夫のある計画であること。
- (キ) 事業完了後も引き続き、設置すること。

ウ 都負担事業費

都が負担する事業費は、提案内容のうち、緑化等（緑化に係る計画、運搬、施工等及び緑化に必要なトレリス・ユニット・ベンチ等を含む。ただし、鑑賞や休憩用のベンチ等については必要最低限とする）、維持管理、警備等の費用に充てるもの

とし、25,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、緑化の演出等に係る費用については、事業費に含めない。ただし、事業者が本事業の実施とは別に演出等を実施することについて都が妨げるものではない。

エ 緑化及び維持管理期間の要件

令和8年9月1日から令和9年2月26日までの間、4か月以上、連続して実施すること。周辺で多くの人を対象としたイベント等と連携して実施することが望ましい。

オ 緑化の効果検証について

(ア) 「別紙3 緑化に関して収集したい知見・効果」を基に、効果検証ができるような提案とすること。都が別途行う委託でとりまとめをするため、委託事業者からのヒアリング等に協力すること。

※特殊な効果検証が必要な場合は、実施できるかどうか、別途都が委託事業者と協議することがある。

(イ) 都が別途行う委託で施設利用者に向けてアンケート調査を実施するため、協力すること（QRコードの掲示等）。なお、本事業で緑化を実施していることは事業者が施設利用者等に向けてポスター掲示等でPRすること。（別途、広く都民に向けたSNS広報は都で実施）

4 応募方法

(1) 提出書類

都が指定する日時までに、緑化に係る応募申請書（様式1）及び企画提案書（様式2）、事業費内訳書（様式2-2）、誓約書（様式3）（以下「申請書等」という。）を提出してください。

ア 緑化に係る応募申請書（様式1）

3（1）カ及びキで示す事業者の条件を満たすことを示す資料を添付してください。

3（1）カ（イ）に該当する場合は、様式1-2も提出してください。

イ 企画提案書（様式2）、事業費内訳書（様式2-2）

作成に当たっては「企画提案書作成要領」（別紙1）の指示にしたがってください。また、企画提案審査会は、参加者を匿名により実施するため、企画提案書（様式2）の緑化の内容等を示すページのイメージ図や説明等に参加者を特定できる事項（緑化を実施する施設名等場所の記載は可）は記載しないでください。違反があった場合は、失格となることがあります。

スペースが足りない場合は、別紙を追加しても結構です。

ウ 誓約書（様式3）

押印は不要です。

(2) 提出方法

申請書は下記ホームページからダウンロードし、電子データの送付により提出してください。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/toshikankyo/koen/aratanamidori_machinakano-mori

ア 電子データは、原則として下記のメールアドレスに送付してください。

E-mail S0000169@section.metro.tokyo.jp

イ メールを受信したものについて、受付確認のメールを返信します。メール送付後、1営業日後に連絡がない場合は、電話又はメールで事務局宛てに御連絡ください。

ウ 電子データの送付を希望する場合のファイル形式は、Microsoft Word 2021、Microsoft Excel2021 又は MicrosoftPowerPoint2021 形式としてください。これにより難しい場合には、都と協議の上、当該データを PDF ファイル形式等に変換したもので提出してください。

(3) 応募後の取扱い

ア 提出書類は、返却、引換え、変更、加除及び修正をすることができないものとします。

イ やむを得ない場合は、5（3）で定める期限までに辞退することができることとします。

ウ 提出書類は、本事業の選定作業以外には無断で使用しません。

エ 提出書類は、選定作業に必要な範囲において、複製することがあります。

オ 提出書類を対象エリアの施設所有者などを含む関係者に提供することがあります。

カ 提出書類を作成するに当たり、都から提供した資料の内容は、公表されているものを除き、第三者への提供を禁止します。また、当該資料は、公表されているものを除き、提出書類を提出する際に、都へ返却するものとします。

キ 審査により選定された事業者は、選定後に都との協定締結に向けて詳細な調整を行うものとします。なお、この協定は事業者が3（1）カ（イ）に該当する場合、施設所有者も含むことができる。

(4) 質問等

本募集要領及び提出書類に関して質問がある場合は、別に定める質問票（様式4）により、次のとおり受け付けます。

ア 質問受付期間

5（3）に定められた期日のおり

イ 質問方法

メールに質問票（様式4）を添付して送付してください。

ウ 提出先

「6 その他（2）連絡先・担当」により指定されたメールアドレスへ提出してください。

エ 提出の際のルール

メール送付の際、件名は次のとおりとしてください。

【令和8年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】質問】（8ケタの送信年月日）（事業者等所属名）

例）2026年4月1日に株式会社●●●●がメール送付する場合

【令和8年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】質問】20260401
株式会社●●●●

オ 質問に対する回答

質問及び回答を一覧にして、質問者全てにメールで御連絡します。また、同じものをホームページに掲載します。

5 申請書の審査及び事業者の選定

（1） 審査方法

申請内容を審査するために「企画提案審査会（以下「審査会」という。）」を構成し、3（2）アで示す条件を満たす申請について、別に定める「令和8年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】企画提案書」評価基準（別紙2）（以下「評価基準」という。）に基づき総合的に審査します。

（2） ヒアリング

提出書類に基づき、審査会によるヒアリングを行う場合があります。詳細については、別途申請者宛てに通知します。なお、ヒアリングの内容は、提出書類を含み審査対象とし、選定された場合、契約に向けた詳細内容の調整に反映するものとします。

（3） 選定のスケジュール

次の日程で選定を行います。

ア 公募開始

令和8年4月27日（月曜日）

イ 質問の受付

令和8年5月15日（金曜日）正午まで

ウ 質問に対する回答

- 令和8年5月22日（金曜日）（予定）
- エ 申請書（様式1、2、3）の受付
令和8年6月18日（木曜日）正午まで
- オ 辞退の受付
令和8年6月22日（月曜日）正午まで
- カ ヒアリング（実施する場合）
令和8年6月下旬～7月上旬（予定）
- キ 事業者の選定・通知
令和8年7月上旬～中旬（予定）

(4) 事業者の選定

ア 選定方法

提出書類及びヒアリングの内容から、評価基準と照らし、最も評価の高い提案を行った4者を選定します。なお、審査内容に関する質問には一切お答えできません。

イ 審査結果及び選定結果

(ア) 通知期日

5（3）に定められた期日のとおり。

(イ) 通知

選定結果を全ての申請者に個別に通知します。

(5) 審査の考え方

「評価基準」のとおり

(6) その他留意事項

ア 本事業への応募及び企画提案書の作成に要する全ての費用は、申請者の負担とします。

イ 企画提案書作成に当たって、第三者の著作権等に抵触するおそれがあるものは、申請者の責任において、適切に処理してください。

ウ 道路内への緑化を行う場合は、選定後、道路管理者と協議し道路占用許可等を取得することが必要です。許可が取れない場合は、事業の実施ができないため、ご注意ください。事業の実施が不可能な場合、選定の取り消しや事業中止の可能性があります。

エ 事業者の選定後、東京都補助金等交付規則を準用した協定の締結を予定しています。取得した財産の処分についても東京都補助金等交付規則に従って取扱いますのでご注意ください。協定締結後は、提案内容に応じた実施計画書の提出をして

頂きます。

オ 支払は、協定期間終了後、完了報告の提出及び都が実施する検査において適正であると認められた場合は、事業者からの請求に基づき一括して支払います。

6 その他

(1) 注意事項

ア 本件に係る公募の手続、都との協議及び提出物に使用する言語は、日本語に限ります。

イ その他疑義が生じた場合は、都と協議するものとします。

(2) 連絡先・担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 令和8年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】担当

電話 03-5388-3264 (直通)

E-mail S0000169@section.metro.tokyo.jp

企画提案書作成要領

1 企画提案書の様式

- (1) 企画提案書の様式は様式 2 のとおりとします。
- (2) 企画提案書は A4 サイズ（ヨコ）で作成してください。

2 企画提案書の内容

企画提案書は別添の募集要領に基づき、別紙 2 「評価基準」を踏まえ、以下の項目について提案内容を記載してください。

- (1) スケジュール
- (2) 事業費 内訳は別紙内訳書（施工、維持管理、警備等）
- (3) 連携を想定しているイベント等
- (4) 緑化により期待される効果及び都民への波及効果
- (5) 本提案を実施するための人員体制及び植物の維持管理体制
- (6) 緑化の内容（コンセプト、場所選定理由、イメージ図や配置図、工夫している点等）
- (7) 実施における配慮事項（安全、快適性及び地域）
- (8) 活用する緑化の推進に有効な技術
- (9) 緑化の効果検証によって得られることが想定される知見
- (10) 緑化期間終了後の取扱い（継続設置する場合はその旨を記載）

令和 8 年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】 企画提案書評価基準

1 目的

「令和 8 年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】企画提案書評価基準」（以下「評価基準」という。）は、東京都が公募する「令和 8 年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】」（以下「緑の創出事業【民間公募】」という。）の事業者を「企画提案審査会」（以下「審査会」という。）が選定するための方法、評価基準等を示すものである。

2 評価の方法

- (1) 申請書等及び必要に応じて実施するヒアリングの内容を評価の対象とし、申請書等の提案内容が「令和 8 年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】企画提案書募集要領」に記載されている事業目的に沿った適切な計画であるかを評価する。

- (2) 次の項目を評価する。

ア 実施場所の注目性

イ 本提案の実現性

ウ 緑化計画の魅力及び効果

- (3) 評価基準は次のとおりとする。

ア 実施場所の注目性

実施場所が「都市づくりのランドデザイン」で示す都市づくりの拠点であり、公園などのみどりと近接していること、設置場所が多くの人を通る又は多くの人留まる空間であること、目につきやすい空間であることを評価する。また、周辺で多くの人を対象にしたイベント等が催されることを評価する。

イ 本提案の実現性

事業目的に沿った効果検証（都が別途行う委託でとりまとめ）の実施が可能かどうか、実現可能な計画・体制があり、完遂できる能力があるか及び都が掲げる政策目標に資するものであるかを評価する。

ウ 緑化計画の魅力及び効果

提案された緑化内容が地域の魅力向上に貢献し、環境への配慮や将来普及が期待されるものであるか、普及に必要な課題把握手法の適切さを評価する。また、事業完了後の取扱いや本物の植栽を積極的に使用しているか、などを評価する。

- (4) 評価の点数については 100 点満点とし、得点配分については実施場所の注目性を 20 点、本

提案の実現性を 10 点、緑化計画の魅力及び効果を 70 点とする。

(5) 評価項目、評価の観点及び得点の配分は、以下による。

評価項目	得点	評価の観点
ア 実施場所の注目性		
(1) 設置場所		
設置場所が多く都民等が通る又は留まる空間で、目につきやすいこと。	10	周辺で多くの都民等を対象としたイベント等と連携して実施されることが望ましい。
(2) 周辺環境		
公園や民間開発によって設けられた公開空地等のみどりとの連続性があること。	10	
イ 本提案の実現性		
(1) 遂行の体制		
本事業の実施が可能な体制を有していること。	5	役割及び責任が明記され、安全かつ合理的であることが望ましい。
(2) 安全及び快適性への配慮		
利用者の安全及び快適性に配慮された緑化であること。	5	利用者の安全やバリアフリールートの確保や、不快害虫の発生、湿度上昇抑制など、利用者等が不快に感じないように配慮した緑化であることが望ましい。
ウ 緑化計画の魅力及び効果		
(1) 緑化技術		
植物の存在が際立つ魅力的な緑化であること。	10	五感で緑を感じることができるよう、植物種の選定、デザイン等により植物を際立たせる工夫をしていることが望ましい。また、フェイクグリーンは必要最低限とし、本物の植物を多く使用していることが望ましい。

屋内空間、地下空間又は人工地盤上の緑化の推進に有効な技術を活用した緑化であること。	10	人工照明、自動灌水設備、仮設で移動可能等、これまで緑化されてこなかった場所での緑化を実現するような技術が活用されており、効果検証（都が別途行う委託でとりまとめ）ができることが望ましい。
植物の維持管理について省力化できる工夫があること。	10	フェイクグリーンの設置だけによらないことが望ましい。
立地に合わせた創意工夫のある計画であること。	10	設備を伴うものや、花ものなど立地に合わせた創意工夫のある計画であることが望ましい。※
(2) 地域への貢献		
周辺の景観向上やにぎわい創出等に資する計画であること。	10	周辺の景観と調和しつつ、地域の魅力向上に資する、その場に即した緑化であることが望ましい。
(3) 普及効果		
効果の検証ができること。	10	将来普及に当たり考えられる課題等の把握のため、効果の検証ができるような緑化手法であることが望ましい。
事業完了後の取扱い。	10	事業完了後も引き続き、設置可能なものであることが望ましい。※

※については、要件ではなく、望ましいもの。

- (6) 評価点の算出については、評価項目のそれぞれについて、審査会の各委員が次の0から5までの6段階で評点を付け、審査会各委員の採点を平均した点をもって得点とし（10点満点の項目については、0から5までの6段階で付ける評点に2を乗じた値を得点とする。）、その合計点により採用者を決定する。ただし、各評価項目における評点の平均がいずれか一つでも2点未満となる場合は、失格とする。

採用する事業者は、評価点の上位計4者を原則とする。

評点	評価の考え方
0	提案がない
1	最低限の要求水準を満たしておらず、許容不可である提案
2	最低限の要求水準を満たしていないが、調整の余地がある提案
3	最低限の要求水準を満たしている提案
4	最低限の要求水準よりやや優れている提案
5	最低限の要求水準より優れている提案

令和 8 年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】
緑化に関して収集したい知見・効果

1 施設管理上の知見

- ・壁面、床面、天井等に緑化する場合の施設管理上、安全管理上及び営業上の課題
- ・緑化に関する苦情等御意見への対応事例及び改善策

2 設置上の知見

- ・屋内空間、地下空間又は人工地盤上の緑化に適した緑化材料、緑化基盤、設備等
- ・屋内空間、地下空間又は人工地盤上を緑化する際の制約及びその対応策（フェイクグリーンの活用以外）

3 維持管理上の知見

緑化材料、必要設備等に関する以下の項目についての課題及びその対応策

- ・メンテナンス頻度（灌水、剪定、枯葉除去、除草、施肥、病害虫防除、植え替えなど）
- ・メンテナンス費用（日常点検、植え替え、光熱費、警備など）
- ・生育環境の確保
（屋内 ：温湿度管理、日照管理、排水処理など）
（人工地盤上：夏場の日射など）
- ・季節による維持管理の違い、注意点など

4 緑化に関する効果

- ・緑化を実施することによる施設利用者の満足度についての調査結果
- ・人の動きを感知するセンサー等を活用し、緑化の前後での施設利用者の動きの変化を検証（全 4 か所のうち、1 か所での実施を想定）

令和 8 年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】

応募（辞退）申請書

令和 年 月 日

東京都都市整備局都市づくり政策部 宛て

令和 8 年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】の企画提案審査に応募（辞退）
します。

緑化場所の名称 _____

緑化場所の住所 _____

緑化場所は以下に該当します。（該当するものにチェック、複数可）

交通結節点となる駅の屋内空間（改札内外等）

交通結節点となる駅から公園や公開空地等のみどりまでつながる通路、広場等の屋内空間

交通結節点となる駅から公園や公開空地等のみどりまでつながる通路、広場等の地下空間

交通結節点となる駅から公園や公開空地等のみどりまでつながる通路、広場等の人工地盤上の
空間

貴社名

住所

代表者

担当部課及び担当者

連絡先電話番号

メールアドレス

(以下の該当する方にチェック) 以下の条件を満たすことの資料を添付します。

- 事業者が緑化場所の施設所有者であること。(所有の範囲がわかる図面等を添付)
- 事業者が緑化場所の施設所有者の了解を取ったうえで応募していること。選定された際には、緑化の内容を含めた本事業について改めて施設所有者の同意を取って緑化が可能なこと。(様式1-2を添付)

道路内で緑化を行う場合(該当する場合はチェック)

- 事業者を選定された場合、道路管理者と協議し、道路占用許可等を取得します。(過去、許可事例があれば添付)

※複数で応募する場合は、事業者ごと本様式を作成のうえ、応募すること。

※令和8年6月18日(木)正午必着

令和 8 年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】

応募（辞退）確認書

令和 年 月 日

東京都都市整備局都市づくり政策部 宛て

令和 8 年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】の企画提案審査に以下の事業者が応募（辞退）することを了承します。また、選定された場合は、応募事業者による緑化の実施が可能です。

緑化場所の名称 _____

緑化場所の住所 _____

応募事業者名 _____

貴社名 _____

住所 _____

代表者 _____

担当部課及び担当者 _____

連絡先電話番号 _____

メールアドレス _____

（以下の該当する方にチェック）以下の条件を満たすことの資料を添付します。

事業者が緑化場所の施設所有者であること。（所有の範囲がわかる図面等を添付）

※令和 8 年 6 月 18 日(木)正午必着

企画提案書（様式2）

緑化場所

○緑化の範囲

配置図
位置図

- ・緑化の範囲を赤枠で囲うこと。
- ・ランドマーク（駅名等）及び緑の拠点（公園等）を記載すること。
- ・施設の概要を示すこと。

企画提案書（様式2）

緑化場所

○スケジュール

緑化までに必要な期間（準備期間）

緑化実施期間

全体

うち途中で緑量を変更する場合はその期間

○事業費 内訳は別紙内訳書（施工、維持管理、警備等）

○イベント

連携を想定しているイベント（期間含む）

そのイベントの集客力（過去実績、想定等）

○緑化により期待される効果及び都民への波及効果

○本提案を実施するための人員体制及び植物の維持管理体制

○実施における配慮事項

○実施場所における緑化に当たっての制約事項及び懸念事項

○活用する緑化の推進に有効な技術

○緑化の効果検証によって得られることが想定される知見（効果検証は別途都の委託で実施）

○緑化期間終了後の取扱い（継続設置する場合はその旨を記載）

企画提案書（様式2）

○緑化の内容

緑化場所

コンセプト

図・写真など

- ・緑化のボリュームや使用する植物の大きさが分かるように、写真又はイラストを用いること。
- ・緑化技術について、概要及び設置する場所を示すこと。
- ・立地特性に合わせた工夫などがある場合は、それが分かるように図示すること。

事業費内訳書（様式2-2）

緑化場所	
------	--

内 訳		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
緑化の実施		1	式		0	
計画		1	式		0	
設置		1	式		0	
	植物				0	
	フェイク				0	
	什器等				0	
	設備改修等				0	
					0	
撤去		1	式		0	
	植物				0	
	フェイク				0	
	什器等				0	
					0	
維持管理		1	式		0	
灌水			回		0	
剪定			回		0	
枯葉除去、害虫駆除等定期巡視			回		0	
植替え及び捕植			回		0	
埃等の清掃			回		0	
			回		0	
警備			日		0	
占有協議に係る人件費、占有料等		1	式		0	
利用者への周知		1	式		0	
効果検証への協力		1	式		0	
実施計画、完了報告作成費		1	式		0	
その他					0	
小計					0	
消費税					0	
合計					0	

（注意事項）

- ・現時点の想定で結構です
- ・項目は提案に合わせて適宜追加削除すること

- ・ 詳細な内訳がある場合は別紙を作成すること
- ・ 合計の計算式が正しいか提出前に確認すること
- ・ その他について、計上する場合は備考欄へ具体的な内容を記載すること
- ・ かかった費用については、完了報告時に実績の根拠資料を提出すること
(契約書、請求書の写し等、支払が分かるもの、人工代がわかるもの、成果物等)

令和 8 年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】

に係る誓約書

令和 年 月 日

東京都都市整備局都市づくり政策部長 宛て

令和 8 年度都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】へ応募するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 次に掲げる全ての事項を満たします。
 - 地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- 提出する全ての書類に一切の虚偽はありません。
- 募集要領の全てを理解し、その内容について同意します。
- 事業者を選定された場合は、募集要領及び提出書類の内容を踏まえ、東京都（以下「都」という。）と協議の上、都市空間における新たな緑の創出事業について協定を締結します。協定を締結できない場合には、選定を取り消されても異議申立ては行いません。また、道路内への緑化について、道路占用許可等が取得できず事業の実施が不可能な場合には、事業が中止になっても、異議申立ては行いません。

上記の取消し及び事業の中止に伴い生じる全ての損害及び被害について、都に請求しません。

- 5 協定締結後に1から4までに関して虚偽が判明した場合、事業の中止など、都からの指示を無条件に受け入れます。

(代表者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(施設所有者) ※代表者が施設所有者ではない場合

所在地

商号又は名称

代表者氏名

※複数の所有者で応募する場合は、事業者ごと本様式を作成のうえ、応募すること。

質問票

1. 御担当者連絡先

団体名	
部署名	
御担当者名	
御担当者 電話番号	
御担当者 Eメールアドレス	

2. 御質問事項

御質問の該当箇所	※募集要領その他書類における該当箇所（ページ、目次名等）を御記載ください。
御質問内容	

※令和 8 年 5 月 15 日（金）正午を過ぎての御質問は受け付けいたしかねます。